平成 24 年度　第１回税制調査会後の記者会見録
日　時：平成 24 年 10 月 19 日（金）17 時 41 分～
場　所：中央合同庁舎第４号館 11Ｆ　共用第１特別会議室

○記者

今日は各省庁からのヒアリングでしたけれども、３回各省庁と団体のヒアリングをやるというお話でしたが、その後どうされる御予定かを教えていただきたいというのが１点です。

加えて３党協議の中で積み残しになっている、例えば所得税ですとか、資産課税ですとか、そういった見直しも恐らく来年度の税制改正の中で議論されるかと思うのですが、それはどのくらいの時期に俎上に乗せる御予定か教えていただければと思います。

○大久保財務副大臣

まず、整理のために今後の日程に関して簡単に申し述べますが、来週の火曜日が各省庁のヒアリングの後半です。それが終わりましたら、来週の木曜日、地方団体及び経済団体などからの要望ヒアリングです。

それ以降は、具体的な議論になりますが、昨年も同じですが、今年も党の税調でも議論が行われます。さらに３党協議も必要ですから３党での議論が必要でございます。

そういったことを踏まえながら、政府税調も運営していかないといけません。そういう意味では、いつ、何をするというのは、それ以降に関してはふわっとしかわからないという状況です。

党税調に関しては、税調会長及び会長代行、事務局長が決定されました。そういうことで、３役とも話をしながら、今後の持って行き方に関しては適宜議論してまいりたいと思います。

ただ、ある程度お尻があるものですから、そういった例年のお尻と同じようなところで何らかの形の結論を出す必要がありますから、そこまでしっかりと議論していきたいと思っております。

○記者

議論の中で、峰崎内閣官房参与のお酒の税の質問に対して、武正副大臣がアルコール度数に応じた見直し、特にビールとかについて業界の要望等も踏まえつつ検討したいとおっしゃっておられたのは、一応この平成 25 年度改正の中で取り上げるという意味なのか、それとも、これから要望を聞いていくという意味で言ったのか、どちらかお願いします。

○大久保財務副大臣

後者だと思います。要求を聞きまして、これから議論します。同じ財務省でも、武正副大臣は要求側であります。私のほうが査定側でありますから、当然ながら査定側も含めて議論する必要がありますので、頭出しをしたという認識であります。

３党合意及び税制抜本改革法等にもいろいろな項目がございますから、先のことに関する項目もございますから、そういったことも踏まえて、恐らくは党及び３党、そして政府税調の三者が一体となって議論すべきテーマだと思います。

○記者

櫻井副大臣からの御要望であったのですが、医療に係る消費税の課税のあり方で、櫻井副大臣の発言の御趣旨ですと、軽減税率をもし議論するに当たっては、この医療機関の消費税の課税のあり方も議論してほしいということをおっしゃっていましたが、この平成 25 年度改正とはちょっとずれてくると思うのですけれども、今後、この平成 25 年度改正の税調の場で、厚労省のこの要望について取り上げていく可能性というのはあるのでしょうか。

○大久保財務副大臣

こちらに関しては、まだ今後の議論でありますが、中医協で診療報酬に上乗せをする、こういった議論も動く予定でありますから、そういったところとしっかりと調整しながら議論していくべきテーマだと思います。基本的には厚労省の、中医協の方で議論していただくというのが原則であります。

○記者

今も若干あったのですが、軽減税率であるとか、給付付き税額控除であるとか、いわゆる消費税法で決められた低所得者対策をどうするかということが積み残しになっております。この問題は、今年の税制改正の議論でしっかりと議論することになるのでしょうか。

○大久保財務副大臣

こちらは、軽減税率等に関して、少なくとも社会保障・税一体改革関連法案の中の税制抜本改革法及び三党協議の中に含まれている事項でありますから、しっかりと軽減税率のあり方等に関して議論されます。その中心的な場所は、まずは民主党の党税調で、さらに三党協議、こういったところで議論がされていくテーマであります。政府税調としましても、しっかりとその議論は見守っていき、技術的なことに関してはしっかりと調べ、党税調もしくは三党に対してさまざまな情報を提供する、こういうことだと思います。

○記者

先ほど来の御説明を聞いておりますと、今年の税制改正に関してはかなり三党の主導で進むということであって、政府税調の存在感というのはどういう部分で、どういうふうに発揮していくことになるとお考えなのでしょうか。

○大久保財務副大臣

政府税調の存在感といいますのは、しっかりと法律を通していただく。そのためにさまざまな場面を準備していくということです。税に関しては予算と違いまして法律でありますから、法律を通していく。それで税制を改革し、実施していくことが必要でありますから、そのためにしっかりとさまざまな思案をしていきます。

そういう意味では、どちらかといいましたら、党税調の方が先に走るケースもありますが、ただ、専門的な知見及びさまざまな調査等に関してはしっかりと政府税調の方でも支援していく必要があります。ですから、先に党があって、政府税調が後というよりも、党税調と政府税調はコインの裏表で、表裏一体となってしっかりと議論をまとめていく、こういう形だと思います。

[閉会]